（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車）

第一条の三　令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。

一　四十フィート背高の国際海上コンテナ（本邦において、目的地に到達するまで貨物の詰替えを行わずに運搬されるものに限る。）の運搬用のものであつて、これを確認することができるものとして国土交通大臣が定める書類を備え付けているものであること。

二　国土交通大臣が定める基準に適合するＥＴＣ二・〇車載器（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。）を搭載したものであること。

（新設）

（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度）

第一条の四　令第三条第四項第一号に規定する国土交通省令で定める国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度は、次のとおりとする。

一　総重量　次の表に掲げる値

車軸の数		最遠軸距	総重量の最高限度
自動車	被けん引車		
二	二	七・七メートル以上 八・七メートル未満	三十六・二トン
		八・七メートル以上	三十七・五トン
	三	九・三メートル以上 十一・九メートル未満	三十七・五トン
		十一・九メートル以上	四十四トン
三	二	八・六メートル以上 九・五メートル未満	三十六・二トン
		九・五メートル以上 十一・一メートル未満	三十七・五トン
		十一・一メートル以上	四十四トン
	三	十・三メートル以上 十二・八メートル未満	三十七・五トン
		十二・八メートル以上	四十四トン

二　軸重　次の表に掲げる値

総重量	車軸の数		軸重の最高限度
	自動車	被けん引車	
三十八トン未満	三	三	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）

（新設）